

入札監理小委員会における審議の結果報告

空港土木施設維持修繕工事

国土交通省航空局の所管する「空港土木施設維持修繕工事」については、全 26 空港について、平成 23 年 4 月から 4 空港、平成 24 年 4 月から 11 空港、平成 25 年 4 月から 11 空港と順次民間競争入札を実施してきたところである。

公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 26 年 4 月から平成 29 年 3 月までの 3 年間を契約期間として、函館・新潟・松山・宮崎の 4 空港について継続的に民間競争入札を実施することとされている。

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応等）を以下のとおり報告する。

1. 事業の評価を踏まえた対応について

【論点①】

- 近年の入札参加資格要件の緩和状況について十分に周知すること。
また、応札可能な民間事業者に対して積極的に情報開示を行うこと。

【対応】

- 入札参加資格を持つ全ての業者へ業務の内容を周知するため、監理委員会で実施要項（案）の了承を得た後、速やかに、パブリックコメントで掲載した実施要項（案）及び意見募集の結果を郵送する。

【論点②】

- 人材確保等の準備期間を確保すること。

【対応】

- 事務手続きに係る期間の圧縮を可能な限り図ることとし、「開札、落札予定者の決定時期」を前倒しする。（前回：「2 月下旬ごろ」 → 「今回：「2 月上旬ごろ」
（「函館空港※」実施要項（案）12 ページ）
※全空港共通事項のため、「函館空港」を代表例として記載する。以下同様。

2. 落札者決定の評価内容と評価基準

【論点①】

- 加点項目について、評価対象となる実績を「当局における」等の狭い範囲に限定する記述が見受けられるが、より広範囲の実績を評価できるよう緩和策を検討してはどうか。（「函館空港」実施要項（案）23 ページ「別紙 1 評価内容と評価基準」）

【対応】

- 加点項目である「工事成績評定点の平均点」及び「過去 2 年間の優良工事表彰等の有無」について、その対象を、航空局から国又は都道府県に拡大した。

【論点②】

- 「指名停止」等を受けている者に対しての減点項目の設定は、落札可能性を考えた場合に大きな障害となりかねないため、緩和策を検討してはどうか。
(「函館空港」実施要項(案)23 ページ「別紙 1 評価内容と評価基準」)

【対応】

- 減点項目である「過去 2 年間における工事事故及び不誠実な行為」の実績については、重複懲罰とならないように削除した。

【論点③】

- 事業者が事業情報の入手方法を理解しやすい環境を整えるため、「希望する事業者は事業情報について開示を求めることができる」旨を明記することを検討してはどうか。(「函館空港」実施要項(案)15 ページ)

【対応】

- 指摘を踏まえ、「なお、入札参加希望者は、別添 1 に示す以外の情報についても、入札説明資料の配布日以降に開示を求めることができる。」との文言を明記した。

2. パブリックコメントに出された主な意見と対応について

【主な意見】

- 制限区域内で工事をする上で安全管理全般に関するノウハウは必須であり一番重要なファクターだと考えられるため、同種又は類似工事の施工実績・施工経験の配点を相対的に高く評価すべきではないか。
(「函館空港」実施要項(案)23 ページ「別紙 1 評価内容と評価基準」)

【対応】

- 制限区域内で安全に工事を実施する上で、制限区域内の施工実績・経験は非常に重要と考えているため、制限区域内の施工実績・経験を参加資格要件として求めている。
また、施工実績と施工経験の配点については、項目間のバランスを考慮し設定している。
以上の理由から、現状のとおりとする。

以 上